

公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会
登録クラブ処分細則 処分基準

総合型地域スポーツクラブ全国協議会処分審査会又は都道府県の登録審査委員会は、以下に示す「処分における考え方」及び、表1から表6の内容に基づき、処分内容を決定する。

なお、違反行為が複数の表にまたがる場合は、それぞれの処分内容を勘案することとする。

[処分における考え方]

<p>1. 処分内容を決定するに当たっては、違反行為の態様や結果の重大性、日頃の総合型クラブ活動における態度等も含め情状その他考慮すべき事情の有無及びその内容、過去に処分した同種事案に対する処分内容との均衡等を総合的に考慮する。</p> <p>2. 登録クラブに対する処分においては、違反行為に関与していない当該登録クラブの会員のスポーツ権を侵害しないよう配慮することが必要である。 したがって、登録クラブの資格停止や登録取消しの処分は、違反行為に関与していない会員のスポーツ権を制約することから、違反行為者個人の責任として当該違反行為者に処分を課すだけでは不十分な事案に限定して課すものとし、原則として、注意又は勧告によるべきである。</p> <p>3. 登録クラブに対する資格停止や登録取消しを検討すべきケースの例は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録クラブにおいて役職員等の違反行為を把握していたにもかかわらず、何らの防止措置や報告等がなされなかった場合 ・組織的に違反行為が行われた場合 ・注意又は勧告の処分が出されているにもかかわらず、改善措置が図られず、同様の違反行為が繰り返される場合 ・その他上記に準ずる場合

表1.規約・会則・定款等に基づく運営等に関する遵守事項違反

違反行為の程度・結果	処分内容
規約・会則・定款等(以下「規約等」という。)に基づく運営がされていなかった場合	注意
規約等に基づく運営がされておらず、運営に具体的な影響や支障が生じていた場合	勧告
事業計画・予算、事業報告・決算が意思決定機関で議決されていなかった場合	注意
事業計画・予算、事業報告・決算が意思決定機関で議決されておらず、運営に具体的な影響や支障が生じていた場合	勧告
<p><考慮すべき要素></p> <p>①違反行為の態様(程度、回数、関与していたクラブ関係者の人数、継続性等)</p> <p>②会員、指導者、職員、ボランティア(以下「会員等」という。)に生じた影響</p> <p>③金銭等が関係する場合は、金額の多寡</p> <p>④違反行為に至る経緯</p> <p>⑤登録クラブの事後の対応(反省、関係者への謝罪等)</p> <p>⑥違反行為に対する認識の程度</p> <p><加重・軽減要素の例></p> <p>○加重要素(処分内容を重くする)</p> <p style="padding-left: 20px;">規約等に基づく運営がされていない状況を知っているながら適切な対応を行っていない場合(その期間の長さを含む)、過去に別の事案につき総合型地域スポーツクラブ全国協議会の処分を受けたことがある場合等</p> <p>○軽減要素(処分内容を軽減する)</p>	

真摯に反省している場合、会員等の実害の填補・回復、有効な再発防止策の策定等
備考(適用条項) 登録規程第9条第1項 (1)規約・会則・定款等(以下「規約等」という。)が意思決定機関の議決により整備され、当該規約等に基づいて運営すること。 (2)事業計画・予算、事業報告・決算を、意思決定機関で議決すること。

表2.登録審査手続き等に関する遵守事項違反

違反行為の程度・結果	処分内容
登録審査手続きにおいて、登録基準に関する内容以外で虚偽の申告や不正な手段を用いた場合	勧告
登録審査手続きにおいて、登録基準に関する内容で虚偽の申告や不正な手段を用いた場合	登録取消し及び3年間の再登録禁止
<p><考慮すべき要素></p> <ul style="list-style-type: none"> ①違反行為の態様(虚偽の内容、不正手段の内容、手続き違反の程度、回数や継続性等) ②違反行為に至る経緯 ③違反行為に対する認識(故意か不注意か) ④登録クラブの事後の対応(反省等) <p><加重・軽減要素の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ○加重要素(処分内容を重くする) 複数回又は継続的に行われていた場合、過去に別の事案につき総合型地域スポーツクラブ全国協議会の処分を受けたことがある場合等 ○軽減要素(処分内容を軽減する) 故意では無かった場合、真摯に反省している場合等 	
備考(適用条項) 登録規程第9条第1項 (3)登録審査手続きにおいて、虚偽の申告や不正な手段を用いないこと。	

表3.関係法令遵守及び規程整備に関する遵守事項違反

違反行為の程度・結果	処分内容
関係法令には反していないが、諸規程の整備が不十分な場合(組織運営に支障は生じていない)	注意
関係法令を遵守できておらず、運営に具体的な影響や支障が生じていた場合	勧告
<p><考慮すべき要素></p> <ul style="list-style-type: none"> ①違反行為の態様(程度、継続性等) ②会員等に生じた影響 ③違反行為による結果や影響 ④違反行為に至る経緯 ⑤登録クラブの事後の対応(反省、速やかな対応、関係者への謝罪等) <p><加重・軽減要素の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ○加重要素(処分内容を重くする) 関係法令を遵守できていないことを知っていながら適切な対応を行っていなかった場合(その期間の長さを含む)、過去に別の事案につき総合型地域スポーツクラブ全国協議会の処分を受けたことがある場合等 ○軽減要素(処分内容を軽減する) 真摯に反省し、速やかに対応している場合等 	
備考(適用条項) 登録規程第9条第1項 (4)関係法令を遵守し、かつ必要となる諸規程等を整備した上で、それに基づき組織運営を行うこと。	

表 4.暴力、暴言、ハラスメント等に関する遵守事項違反

違反行為の程度・結果	処分内容
暴力、暴言、セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、差別等の不適切な行為の根絶に取り組んでいなかった場合（例えば、役職員及び指導者に対する研修会の実施、研修会への参加促進等を行っていなかった場合。以下同じ。）	注意
暴力、暴言、セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、差別等の不適切な行為の根絶に取り組んでおらず、登録クラブの役職員等の言動により会員等に実害が生じた場合	勧告
<p><考慮すべき要素></p> <ul style="list-style-type: none"> ①違反行為の態様(程度、関与していたクラブ関係者の人数等) ②違反行為による結果や影響(会員等の実害の状況等) ③違反行為に至る経緯 ④登録クラブの事後の対応(反省、速やかな対応、関係者への謝罪等) <p><加重・軽減要素の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ○加重要素(処分内容を重くする) 本来、暴力行為等の根絶に率先して取り組むべき立場の役職員による行為である場合、不適切な行為を知っていながら適切な対応を行っていなかった場合(その期間の長さを含む)、過去に別の事案につき総合型地域スポーツクラブ全国協議会の処分を受けたことがある場合等 ○軽減要素(処分内容を軽減する) 真摯に反省し、速やかに対応している場合等 	
<p>備考(適用条項)</p> <p>登録規程第9条第1項</p> <p>(5)暴力、暴言、セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、差別等の不適切な行為の根絶に取り組むこと。</p>	

表 5.事故防止、保険整備等に関する遵守事項違反

違反行為の程度・結果	処分内容
事故防止、保険整備等の具体的に必要な施策を講じていなかった場合（例えば、保険に加入していない等）	注意
事故防止、保険整備等の具体的に必要な施策を講じておらず、会員等に実害が生じた場合	勧告
<p><考慮すべき要素></p> <ul style="list-style-type: none"> ①違反行為の態様(程度、継続性等) ②違反行為による結果や影響(会員等の実害の状況等) ③違反行為に至る経緯 ④登録クラブの事後の対応(反省、速やかな対応、関係者への謝罪等) <p><加重・軽減要素の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ○加重要素(処分内容を重くする) 事故防止、保険整備等の必要な施策を講じていない状況を知っていながら適切な対応を行っていなかった場合(その期間の長さを含む)、過去に別の事案につき総合型地域スポーツクラブ全国協議会の処分を受けたことがある場合等 ○軽減要素(処分内容を軽減する) 真摯に反省し、速やかに対応している場合等 	
<p>備考(適用条項)</p> <p>登録規程第9条第1項</p> <p>(6)スポーツに携わる者の安全を確保し、事故防止、保険整備等の具体的に必要な施策を講じていること。</p>	

表 6.登録クラブ等における各種補助金・助成金の不正受給、脱税等の不適切な経理処理

違反行為の程度・結果	処分内容
役職員等が各種補助金・助成金の不正受給や脱税等の不適切な経理処理を行った場合	資格停止(12か月)
役職員等が各種補助金・助成金の不正受給や脱税等の不適切な経理処理を行い、刑事処分をされた場合	登録取消し及び3年間の再登録禁止
<p>＜考慮すべき要素＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ①違反行為の態様(程度、回数や継続性、被害額等) ②違反行為による結果や影響(周囲の者への影響を含む) ③違反行為に至る経緯 ④登録クラブの事後の対応(反省、速やかな対応、関係者への謝罪等) <p>＜加重・軽減要素の例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○加重要素(処分内容を重くする) 不適切な経理処理であることを知っていながら不適切な経理処理を行った場合、被害額の程度が高額であれば重くなる、不適切な経理処理を行った期間が長い場合、過去に別の事案につき総合型地域スポーツクラブ全国協議会の処分を受けたことがある場合等 ○軽減要素(処分内容を軽減する) 真摯に反省し、速やかに対応している場合等 	
<p>備考(適用条項)</p> <p>登録規程第9条第1項</p> <p>(7) 役職員等の関係者に公益財団法人日本スポーツ協会倫理規定第3条及び第4条に定める事項を遵守させること。</p> <p>(8) 具体的業務運営の監督や運営権限と責任の明確化等が適切に図られるよう、本会が定める「倫理に関するガイドライン」にのっとり、必要となる諸規程等及び体制を整備の上、それに基づき組織運営を行うこと。</p>	

附則1 本基準は、令和5年3月20日から施行する。